

新時代の国際紛争解決手段のかたちはどうなるか。検証すると、中国も判断を意識せざるを得ないことがわかる。攻防の舞台裏を、仲裁の仕組みをふまえて南シナ海の法的地位などが激しく争われた仲裁判断が出た。

濵本正太郎 京都大学教授

書に「ヨーロッパという秩序」「国際法」など。それ、二〇〇九年より現職。共著のどを経て、二〇〇九年より現職。共著界取得。神戸大学大学院法学研究科教授課程を経て、パリ第二大学にて法学博士れ。京都大学大学院法学研究科博士後期れ。京都大学大学院法学研究科博士後期はまもと しょうたろう 一九七〇年生ま

本年七月一二日に下されたフィリピン対中国仲裁判断本年七月一二日に下されたフィリピン対中国仲裁判断の内容、そしては、紛争および仲裁手続の経緯、仲裁判断の内容、そしては、紛争および仲裁手続の経緯、仲裁判断の内容、そしては、紛争および仲裁手続の経緯、仲裁判断の決定が対している。本稿では、紛争および仲裁手続の経緯、仲裁判断の後の動きについて説明したい。

なぜ、仲裁なのか

中国は、南シナ海において、次頁の図の破線(nine-dottedア・インドネシア・ブルネイなどに囲まれた海域である。南シナ海は、中国・フィリピン・ベトナム・マレーシ

し得るところ、中国が主張する九段線は、 ○○カイリまで排他的経済水域 た中華人民共和国もこの線を地図に掲載し続けている。 た非公式の地図に既に見られ、公式のものとしては四八年 した境界線らしきものは一九一四年に中華民国で刊行され 管轄権を主張している。この九段線あるいはそれに類似 の島の領有と、 line や「九段線」 などと呼ばれる) 記六ヵ国のいずれもが当事国となっている国連海洋法条約 の中華民国発行の地図で初めて用いられ、 (UNCLOS)によれば沿岸国は自国沿岸から基本的に二 同範囲内の海域における主権的権利および (EEZ) の範囲内にあるすべて 四九年に成立し 中国以外の国が や大陸棚を主張



カボロー礁近辺におけるフィリピン公船の活動を中国公船の間の対立が表面化するようになった。二〇一二年には、の間の対立が表面化するようになった。二〇一二年には、の間の対立が表面化するようになった。二〇一二年には、高々の領有権やEEZ・大陸棚を主張する他の沿岸国と島々の領有権やEEZ・大陸棚と大幅に重複することになる。主張し得るEEZや大陸棚と大幅に重複することになる。

二〇一三年一月に申し立てた。のような中、フィリピンは、UNCLOSに基づく仲裁をが妨害する事件が発生し、緊張関係が著しく高まった。こ

が他の四名を任命した。 属書Ⅲの規定に従って、 与を全面的に拒否したため、 リピンは仲裁人一名を任命したが、中国が仲裁手続 フィリピンがICJやITLOSではなく仲裁を選択した ており、 裁判所(ITLOS)、仲裁、 紛争については、国際司法裁判所(ICJ)、国際海洋法 義務的な紛争処理手続を定めている。交渉で処理できない のは、そのような合意が中国との間にないからである。 国間に合意がない場合は仲裁を用いることとされている。 いずれかにより法的拘束力ある判断が得られるようになっ 仲裁では基本的に紛争当事国が仲裁人を任命する。 UNCLOSは、同条約の解釈適用に関する紛争につき、 このいずれの手続きを用いるかについて紛争当事 柳井俊二・ITLOS所長 (漁業等に関する) 特別仲裁の 仲裁に関するUNCLOS附 (当時) の関 フィ

フィリピンの主張と仲裁裁判所の管轄権

る歴史的権利はUNCLOSと両立しない、②南シナ海にフィリピンは、大要、①中国が南シナ海において主張す

て等により環境保護義務に違反している、と主張した。であってEEZも大陸棚も持たない、③中国は島の埋め立おける島々はUNCLOS一二一条三項の意味での「岩」

ない。島の軍事化は、それ自体を禁止する規定がUNCL 争を仲裁裁判所に持ち込むことはできない。島の領有権に により認められているため、フィリピンが海洋境界画定紛 所など)の管轄権から海洋境界画定紛争を除外する宣言を 理規定に基づき法的拘束力ある判断をなす機関(仲裁裁判 れなりの理由がある。まず、中国は、UNCLOS紛争処 島の軍事化それ自体を否定しようとしなかったのには、そ 端的に海洋境界画定を求めたり、島の領有権を主張したり、 にも反発している。にもかかわらず、仲裁裁判所において、 争があり、フィリピンは中国によるいくつかの島の軍事化 関する対立や、南シナ海のいくつかの島に関する領有権紛 OSにないため、軍事化そのものを批判しても意味がない。 権は扱っていないことから、やはり仲裁裁判所に持ち込め しており、かつそのような宣言をすることはUNCLOS EZと中国が主張する歴史的権利に基づく海域との境界に ついては、UNCLOSは海洋に関する条約であって領有 フィリピンと中国との間には、フィリピンが主張するE

う二点である。

上記宣言により仲裁裁判所の管轄権から除外される、といりピンの主張は海洋境界画定に関するものであって中国の外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた、また、フィ外の方法で紛争処理をする合意ができていた。その一方で、仲裁裁続に一切関与しないとの態度に出た。その一方で、仲裁裁続に一切関与しないとの意味がある。

中裁裁判所の管轄権につき争いがある場合は、仲裁裁判所は でいないとして、管轄権を認めた。

フィリピンの主張を大幅に認めた仲裁判断

仲裁裁判所はその後本案の審理に入り、二〇一六年七月

フィリピンは上のような主張を行ったのである。

した。その内容を要約すると以下のとおりである。一二日に、フィリピンの主張を大幅に認める仲裁判断を下

Sの下では認められない。 「南シナ海において中国が主張するため、UNCLO に、中国が九段線内の海域において歴史的権利を有してい に、中国が九段線内の海域において歴史的権利を有してい

②南シナ海の島々はEEZ・大陸棚を生ぜしめるか―― ②南シナ海の島々はEEZ・大陸棚を生ぜしめるか―― の Itu Aba(太平島)なども、軍隊や政府職員が居住しての Itu Aba(太平島)なども、軍隊や政府職員が居住した。 「人間の居住」を維持するためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、最低限、食料・飲用水・住居が維持できなけるためには、大陸棚を生ぜしめるか――

三項の意味での岩であり、EEZや大陸棚は認められない

③中国による埋め立て――中国による埋め立てや人工

ており、

UNCLOS上の海洋環境保護義務に反する。

を主張できる。すなわち、中国の南シナ海における活動はとこの三つのうち、①や③は中国も覚悟していたかもしれらの島の領有権が中国にあることになったとしても、中にEZ・大陸棚を有するような島がないとすると、仮にそにの高の領有権が中国にあることになったとしても、中にの三つのうち、①や③は中国も覚悟していたかもしれこの三つのうち、①や③は中国も覚悟していたかもしれ

大幅に制約されることになる。

Ļ に得策と考えたものと思われる。また、自らの立場を主張 仲裁判断を全面無視してその権威を否定するほうが政策的 不出廷は不利に作用したことは容易に推測できる。 詳細に伝えることができたはずであり、その意味で中国の 国が仲裁手続に公式に関与しておれば、 国の立場を明らかにしようと努力している。もちろん、 中国がウェブサイト上に公表した主張等も考慮に入れて中 裁判断を下すとしている。本件において、仲裁裁判所は、 び法において十分な根拠を有すること」を確認した上で仲 己の立場を弁護しない場合、 しようにも、九段線およびそれに囲まれた海域の法的地位 UNCLOS附属書Mの九条は、一方の紛争当事者が自 中国としては、多少不利でない仲裁判断を得るよりは、 仲裁裁判所は「請求が事実及 中国の立場をより

日

口

ッパ居住のアフリカ人であって構成が偏っているこ

うっここ量いない。の内容とその根拠につき明確な説明はできないとの自覚も

仲裁判断を国際法上無効と断じた中国

理由として、仲裁人のうち四名の指名が柳井俊二という、 に、同日の記者会見で中国外務副大臣は、 を用いるのは手続きの濫用であり、フィリピンは歪められ という従来の主張の繰り返しに加え、真の紛争主題は島 ン・中国間には紛争処理方法に関する別段の合意があった は無効であって拘束力を持たない、と主張した。フィリピ 法に反し、仲裁廷は管轄権を有さず、したがって仲裁判断 断に対する立場を外交部ウェブサイトに公表し、フィリピ 秩序に挑戦する」日本の集団的自衛権容認政策を支援した 懇談会」座長によりなされており、同懇談会は「戦後国際 た事実関係を仲裁裁判所に提出したとも述べている。さら の領有権であるにもかかわらずUNCLOS紛争処理手続 ンによる仲裁申立はUNCLOS紛争処理規定を含む国際 日本の首相官邸の「安全保障の法的基盤の再構築に関する 国は、 および、仲裁人の 仲裁判断が下された翌日の七月一三日に仲裁判 一名がヨーロッパ人、あと一名は 仲裁判断無視の R

より支払われている、ということも挙げている。されているのに対し、本件の仲裁人の経費はフィリピンにと、そして、ICJやITLOSの裁判官は独立性が要求

ず、である。要するに、仲裁判断の無効という中国 支持する中国の国際法学者たちも、十分に理解しているも が法的に成り立たないことは、 断の有効性に関する紛争を扱ったことがあるにもかかわら ICJへの提訴は示唆さえされていない。ICJが仲裁判 ンの同意を取り付ける努力をしてもよさそうなものだが、 断の有効性についてICJに判断を求めるためにフィリピ かつ、ICJは公正な機関だと述べるのであれば、仲裁判 見解にも共通している。また、仲裁判断の無効を主張し、 れは、中国政府の立場を支持する中国の国際法学者たちの UNCLOS二八八条四項への言及は一切見られない。こ 裁裁判所の管轄権の有無は仲裁裁判所が決定する、とい のと思われる。 興味深いことに――当然ながら、と言うべきか――仲 中国政府自身も中国 一の主

国際裁判は大国には無意味なのか?

レアム・アリソンが、国連安全保障理事会常任理事国のい仲裁判断前日の七月一一日に、ハーバード大学教授のグ

国が判断の遵守を中国に求める際に著しく説得力が欠けるの利益に反すると自国が考える場合に判決に従ったことの利益に反すると自国が考える場合に判決に従ったことの利益に反すると自国が考える場合に判決に従ったことの利益に反すると自国が考える場合に判決に従ったことにない、との論考を The Diplomat 誌に掲載した。マンキエ・エクレオ諸島の領有権を巡ってフランスがICJで敗エ・エクレオ諸島の領有権を巡ってフランスがICJで敗ニカラグア事件ICJ判決(八六年)に米国が従わなかったことはよく知られており、南シナ海仲裁判断について米国が判断の遵守を中国に求める際に著しく説得力が欠ける国が判断の遵守を中国に求める際に著しく説得力が欠けるの利益に反するという。

原因となっている。

る。

を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU を求めたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU とはUNCLOSに明示されている(二九六条一項)が、 とはUNCLOSに明示されている(二九六条一項)が、 とはUNCLOSに掲づく仲裁判断が法的拘束力を有するこ とすめたアークティック・サンライズ号事件は、やはりU

立が一定の圧力になったことが窺われる。手続の進行中に船舶も運動家たちも釈放しており、仲裁申立)、ロシアは不出廷を貫いた。もっとも、ロシアは仲裁立とは、ロシアは仲裁手続に付されたが(二〇一三年申

こでも、ICJ判決が一定の圧力になったものと推測され訴訟をニカラグアが取り下げることで両国が合意した。こ別き換えに、賠償額算定に関してICJに係属中であったが誕生した際、米国がニカラグアに経済援助をすることと

い。

立ることになるとしても、法的観点からは特段の問題はなかかっており、たとえばさまざまな場で中国による仲裁判断に、今回の仲裁判断と異なる内容の合意が両国間に成立的に、今回の仲裁判断と異なる内容の合意が両国間に成立的に、今回の仲裁判断と異なる内容の合意が両国間に成立的に、今回の仲裁判断がどの程度の圧力を中国に課すことに南シナ海仲裁判断がどの程度の圧力を中国に課すことに

日本への影響

南シナ海仲裁判断は、日本にとって二つの意味で重要で

終的 ては る。 することであ 鳥島はもちろん、 まず、 まな形で支援することが必要となる。 るとともに、 もちろ 0 う認 経済 は皆 では て望まし 0 n 味での岩となり、 響力を持 示されたことで は てはもちろ É る が、 識 視的 無で な Ą 生活 ケ U l, が] N 広 には つこと は る。 ス を維持できな C いことではな なく、 まると 向 L • ķ バ 玉 か 仲 0 イ 示さ 竹島 際法 は 裁 あ Š 1] イ 際法 尖閣 そ كُ 東 玉 ñ 確 判 Ź 際秩 実で 南 は ケ 0 将 断 お 諸 南 基 場 が 中] 来 は T !鳥島 非当 岩 ょ あ 合 条 仲 序 玉 島もそうである可 進 ス Н 裁 仲 0 لح び を 0 る。 本 裁 諸 事 判 0 単 判 本 13 項 不 玉 が 安定 関係 際裁 西之島 · 件 仲 国さら 訴えら 断 判 純に当て 断 国 0 た 断 0 を で V2 要因 では 判 る あることを 仲 0 裁 人 b 裁 間 履 0 判 n Н か は 役 は 判 が 実 本 す 行 断 る 0 定立 居住 る # 増 劾 能性さえ 8 n を 断 が 側 を 性を 界全 Ź 拘 0 中 自 あ 厳 強 立 をさま 条 身、 る 束 密 又は

項 沖 調

最

程 0 す

度 可 な

独

あ

Ź

回外交論文コンテストを ます

「東アジアにける国際協調の可能性」 「グローバル課題への取り組み(環境、開発、難民、など)」 「パブリック・ディプロマシー、文化外交の可能性」 のいずれかを選ぶ。

【様式】8000字以内(注を含む)。別紙で参考文献も挙げてください。 作品は日本語で書かれたオリジナル作品に限ります。

【締切と発表】2016年11月30日(水)必着。※なお、応募された論文は返却いたしません。 Vol. 41 (2017 年 1 月 31 日発売予定) および外交 WEB (http://www.gaiko-web.jp/) にて発表 いたします。

【審査員】「外交」編集委員会 【応募資格】どなたでも応募できます。

体に

求

な 維

13

持

Н

本

「応募方法」Eメールまたは郵送。Eメールの場合、 件名を「コンテスト応募論文の送付」として都市出版「外交」編集部 (gaiko01@toshishuppan.co.jp) 宛てに e-mail に添付して論文をお送りください。 メール本文(郵送の場合は別紙)に、氏名、住所、年齢、職業、電話番号、e-mail アドレスをご明記ください。 郵送の場合は、〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-4-12 ワイズビル 6 階 都市出版「外交」編集

部までお送りください。 【お問い合わせ先】「外交」編集部へのお問い合わせは gaiko 1@toshishuppan.co.jp までお願いします。 応募論文の受領次第、弊社からメールにより受領確認を返信いたしますが、送付後 1週間以内に受領確 に関する 認のメールが返信されない場合は、上記「お問い合わせ先」までご連絡ください。※審査結果に関する

お問い合わせは受け付けません。 【表彰】最優秀論文は、「外交」誌上に掲載いたします。入賞者には、副賞として最優秀論文に 5 万円、優 秀賞に2万円の賞金を授与いたします。また、外務省への表敬および外務省見学を予定しております。